

浄化槽の廃止に伴う最終清掃の実施について

建物解体時や、公共下水道への切り替え、既設浄化槽から新設の合併浄化槽への転換に伴い、使用していた浄化槽を廃止する場合は、浄化槽汚泥等の引き抜き後に十分に洗浄を行うなどの最終清掃を実施してください。

浄化槽内に付着したし尿や浄化槽汚泥は「一般廃棄物」に該当し、最終清掃を実施せず、そのまま投棄し、埋めてしまう行為は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条に規定する「不法投棄」に該当し、違反した時は罰則に処されます。

最終清掃は、必ず貝塚市の許可を受けた浄化槽清掃業者に依頼してください。

また、浄化槽を廃止したときは、浄化槽廃止届出書を貝塚市環境衛生課まで提出してください。

許可業者（3社）	電話番号
辻義設備工業㈱	072-431-2249
阪南設備工業㈱	072-422-0568
㈱コスモエンジニア	072-432-5727



【主な罰則】

区分	依頼・届出先	関係法令等	違反した場合
浄化槽の清掃	貝塚市の許可業者	浄化槽清掃業を営もうとする者は、該当事業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。（浄化槽法第35条）	1年以下の懲役もしくは150万円以下の罰金
浄化槽汚泥の収集・運搬	貝塚市の許可業者	一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、市町村長の許可を受けなければならない。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条）	5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科
不法投棄	—	何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条）	5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科
浄化槽廃止届	貝塚市役所 環境衛生課	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止した時は、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内にその旨を都道府県知事に届け出なければならない。（浄化槽法第11条の2）	5万円以下の過料

【お問い合わせ先】

貝塚市市民生活部環境衛生課

Tel : 072-433-7186（直通）